名古屋市立大学薬学部　ディプロマポリシー

●名古屋市立大学全学部共通

　各学部に所定の期間在学し、各学部の教育理念と教育目的に沿って設定された授業科目を履修して、各学部の履修規程により定められた科目及び単位数を修得することが学位授与の要件である。

　修得すべき科目には、一般教養科目、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科目、ボランティア科目、基礎科目（人文社会学部以外）からなる教養教育科目と、各学部の方針に応じて編成された専門教育科目が含まれ、これらの科目を修得しているかどうかが学位授与の基準となる。さらに、一部学部においては、卒業論文又は卒業研究を必須とし、論文審査や口頭試問などにより厳格に審査を行うことで身に付けた学士力を確認している。

●薬学部

（両学科共通）

１．医療や科学の高度化に対応できる基礎学力と問題解決能力を有していること。

２．国際化する社会で活躍できる日本語力、英語力、プレゼンテーション能力を有していること。

（薬学科）

１．6 年以上在学し、所定の教養教育単位と専門単位を合わせて 186 単位以上を取得すること。

２．薬剤師として必要な知識、技能を備えていること。

３．医療人としてふさわしい自覚、態度、倫理観を備えていること。

（生命薬科学科）

１．４年以上在学し、所定の教養教育単位と専門単位を合わせて１２４単位以上を取得すること。

２．創薬科学および生命科学に関する総合的な知識と技術を有していること。

３．生命や健康を扱う社会人としての自覚、態度、倫理観を備えていること。